

令和8年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験について

病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。試験に合格した方には、高等学校の入学資格が与えられます。

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方が受験できます。

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和9年3月31日までに満15歳以上になる者
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和9年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者
- (3) 令和9年3月31日までに満16歳以上になる者((1)及び(4)に掲げる者を除く。)
- (4) 日本の国籍を有しない者で、令和9年3月31日までに満15歳以上になる者

- 2 出願期間 令和8年6月22日(月)から8月21日(金)まで
- 3 試験日 令和8年10月15日(木)
- 4 試験場 長崎県庁行政棟 315会議室
- 5 問合せ先 長崎県教育庁義務教育課
長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3373(直通)
- 6 その他 受験案内の詳細については、以下のホームページでご確認ください。

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験(中卒認定)

受験案内(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/1263188.htm